

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員退職手当規程

令和3年4月1日 規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則（令和3年規則第16号。以下「職員就業規則」という。）第32条及び公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学有期雇用職員就業規則（令和3年規則第17号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第20条の規定に基づき、職員就業規則及び有期雇用職員就業規則の適用を受ける職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち非常勤でないもの（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学再雇用規程（令和3年規程第28号。以下「再雇用規程」という。）で定めるところにより雇用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 非常勤の者（再雇用規程で定めるところにより雇用された者を除く。以下同じ。）のうち、理事長が別に定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（職員就業規則及び有期雇用職員就業規則並びにこれらの規則に附属する規程の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第7条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第8条中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 次条及び第16条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第22条の規定による退職手当は、第2条第1項に規定する者から請求があつた日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 この規程の規定による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

(一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する一般の退職手当の額は、次条から第10条まで及び第12条から第14条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額又は時間額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の額に応じて理事長が別に定める額とし、職員が、休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を

乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

- 2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項及び第8条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第23条第1項に掲げる者及び傷病によらず、職員就業規則第25条第2項第1号から第3号まで及び有期雇用職員就業規則第14条第2項第1号から第3号までの規定による解雇の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第15条第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（職員就業規則第21条第1項第2号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の規則の規定により退職した者、規則等の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長が承認したものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務事業場（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の移転により退職した者であって理事長が承認したものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職し

た者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 職員就業規則第25条第2項第6号の規定による解雇の処分を受けて退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（職員就業規則第21条第1項第2号の規定により退職した者若しくはこれに準ずる他の規則の規定により退職した者、規則等の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務事業場の移転により退職した者であつて理事長が承認したものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をするために規則等が改正された場合において、当該改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合

を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第30条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第19条第1項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第23条第1項若しくは第25条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第22条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第19条第1項に規定する地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第19条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第19条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第20条第1項に規定する場合における役員（公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学役員退職手当規程（令和3年規程第6号）第1条に規定する役員をいう。以下同じ。）としての引き続いた在職期間

(5) 前4号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、規則等の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務事業場の移転により退職した者であって理事長の承認を得た者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて定年退職日（職員就業規則第21条第1項第2号に規定する日をいう。）から1年前までに退職した者であって理事長の承認を得たものを含む。）であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の

規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 8 条 第 1 項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 9 条 第 1 項 第 1 号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 9 条 第 1 項 第 2 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額に、
第 9 条 第 1 項 第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第 11 条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 12 条 第 6 条から第 8 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 13 条 第 9 条第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えると

きは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 9 条第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 14 条 第 10 条に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 12 条	第 6 条から第 8 条まで	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 8 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 8 条の
第 13 条	第 9 条第 1 項の	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 9 条第 1 項の
	同項第 2 号イ	第 10 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 13 条第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 13 条第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

	第 9 条第 1 項第 2 号イ	第 10 条の規定により読み替えて適用する第 9 条第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 10 条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 15 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 9 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（職員就業規則第 17 条（有期雇用職員就業規則第 11 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、職員就業規則第 44 条（有期雇用職員就業規則第 29 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 70,400 円
- (2) 第 2 号区分 65,000 円
- (3) 第 3 号区分 59,550 円
- (4) 第 4 号区分 54,150 円
- (5) 第 5 号区分 43,350 円
- (6) 第 6 号区分 32,500 円
- (7) 第 7 号区分 27,100 円
- (8) 第 8 号区分 21,700 円
- (9) 第 9 号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第 9 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたも

のとみなす。

- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第16条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員給与規程（令和3年規程第12号。以下「職員給与規程」という。）の規定による給料表が適用される職員については、給料、扶養手当及び地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が別に定める額とする。

(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

- 3 職員が退職した場合（第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 職員就業規則第 6 条の規定の適用を受ける職員（以下「任期付教員」という。）が、その任期が満了した際、再任又は採用により引き続き職員となったときは、当該任期付教員の最初の労働契約の始期から退職の日までにおける期間を引き続いた在職期間とする。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満（第 6 条第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1 年未満）の場合には、これを 1 年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（勤続期間の計算の特例）

第 18 条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第 2 条第 2 項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した日が引き続いて 12 月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第 2 条第 2 項に規定する者以外の非常勤の者のうち、同項に規定する勤務した日が引き続いて 12 月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して 12 月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

（地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第 19 条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、退職手当を支給されないで引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方公共団体に使用される者としての在職期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。以下この条において同じ。）若しくは、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」

という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、退職手当を支給されないで引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該公庫等の職員としての在職期間に通算することと定めている公庫等に限る。以下この条において同じ。)又は、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人の退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、退職手当を支給されないで引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方独立行政法人の職員としての在職期間に通算することと定めている地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。)に使用される者(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者の第17条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

2 地方公務員等が、理事長の依頼に基づき地方公共団体、公庫等又は地方独立行政法人の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第17条第1項の規定による職員としての引き続いた在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、第17条の規定を準用する。

(役員との在職期間の通算)

第20条 職員が引き続いて役員から職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた役員としての在職期間を含むものとする。

2 前項における役員としての在職期間の計算については、第17条の規定を準用する。

(役員としての在職期間を有する職員の退職手当の基本額の特例)

第21条 引き続いた役員としての在職期間を有する職員の退職手当の基本額は、

第6条から第10条までの規定にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

2 前項の規定を適用し退職手当の増額を行う場合には、第12条から第14条までの規定は適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第22条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第23条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 職員就業規則第44条第2項第4号（有期雇用職員就業規則第29条の規定により準用する場合を含む。）の規定による懲戒解雇の処分又はこれに準ずる処分（以下、「懲戒解雇等処分」という。）を受けて退職をした者

(2) 職員就業規則第25条第1項及び有期雇用職員就業規則第14条第1項の規定により解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を理事長が別に定める公告を行うことをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行い、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し

現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、理事長は、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして、当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。
(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇等処分（以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。

- (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第23条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取の通知の方式その他の聴取の方法等については、理事長が別に定める。
- 5 第23条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。
- (3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の

日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取方法等については、前条第4項の例による。

5 第23条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第27条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第23条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第23条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取方法等については、第25条第4項の例による。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第28条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第26条第4項又は前条第3項において理事長が定める通知を受けた場合において、第26条第1項又

は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第24条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給

者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第23条第2項及び第26条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 前項において準用する第26条第3項の規定による意見の聴取方法等については、第25条第4項の例による。

(退職手当の支給制限等の処分の調査審議)

第29条 第25条第1項第3号若しくは第2項、第26条第1項、第27条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行うにあたって必要な調査審議手続は、理事長が別に定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第30条 職員が退職した場合（第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が第19条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、この規程の規定による退職手当は支給しない。

3 職員が引き続いて役員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(委任)

第31条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び附則第9項から第20項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、

第 16 条第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第 2 項」とする。

- 3 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 6 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 9 条及び附則第 12 項から第 14 項までの規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 当分の間、35 年を超える期間継続して退職した者で第 8 条又は附則第 10 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 2 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 5 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で第 6 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 8 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 2 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 退職した者の基礎在職期間中に給料月額が減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 16 条第 2 項に規定する職員給与規程の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が定めるものについては、この限りでない。
- 7 第 2 条第 2 項に規定する者以外の非常勤の者の同項に規定する勤務した月が引き続いて 6 月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この規程の規定を適用する。この場合において、その者に対する第 6 条から第 8 条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の 100 分の 50 に相当する金額とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける者に対する第 18 条の規定の適用については、同条中「12 月」とあるのは、「6 月」とする。
- 9 当分の間、第 7 条第 1 項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第 2 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「又は第 8 条」とあるのは、「、第 8 条又は附則第 9 項」とする。
- 10 当分の間、第 8 条第 1 項の規定は、25 年以上の期間勤続した者であつて、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定め

ない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に
対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定
の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は
附則第10項」とする。

11 前2項の規定は、職員就業規則第2条第2号に定める教員（以下単に「教
員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用し
ない。

12 職員給与規程附則第6項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額
の減額変定に該当しないものとする。

13 第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、退職した者の基礎在職期間
中に、同項の理由（職員給与規程附則第6項の規定による職員の給料月額の変
定（以下「給料月額7割措置」という。）及び当該理由により減額された日
（以下「7割措置減額日」という。）における第9条第1項の理由を除く。）
によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が
生じた日（以下「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額さ
れなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（当該給
料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあっては、
当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。）（以下「特別
特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多く、かつ、給料
月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、
当該7割措置減額日における当該理由により減額されなかったものとした場
合のその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）が退職日給料
月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の
合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る
特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日におけるも
のをいう。以下同じ。）又は7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下「上
位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同
一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及
び上位減額前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により
計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 特別特定減額前給料月額又は7割措置前給料月額のいずれか少ない額
（以下「下位減額前給料月額」という。）に、アに掲げる割合からイに掲げ
る割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由
と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続

期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合における退職手当の基本額の下位減額前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第6条から第8条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

14 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60 以上 上位減額前給料月額に 60 を乗じて得た額

(2) 60 未満 次のア又はイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60 以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60 未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

15 当分の間、25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに対する第10条及び第14条の規定の適用については、第10条の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第11項に定める教員以外の職員にあつては60歳とし、同項に定める教員にあつては65歳とする。）に達する日」と、「定年退職日（職員就業規則第21条第1項第2号に規定する日をいう。）」とあるのは「定年（同項に掲げる者以外の者にあつては60歳とし、同項に掲げる職員にあつては65歳とする。）に達した日以後における最初の3月31日」と、同条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第14条の表第12条の項、第13条第1号の項及び第13条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第11項に定める教員以外の職員にあつては60歳とし、同項に定める教員にあつては65歳とする。）と退職の日

におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 16 当分の間、25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たもの（次の各号に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ当該各号に掲げる年齢を超える者に限る。）（理事長が定める者を除く。）に対する第 10 条及び第 14 条の規定の適用については、第 10 条の表以外の部分中「6 月」とあるのは、「0 月」とする。

(1) 教員以外の職員 60 歳

(2) 教員 65 歳

- 17 当分の間、職員就業規則第 25 条第 2 項第 6 号の規定による解雇の処分を受けて退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は 25 年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに対する第 10 条の規定の適用については、第 10 条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（附則第 11 項に定める教員以外の職員にあつては 60 歳とし、同項に定める教員にあつては 65 歳とする。）」と、「15 年を」とあるのは「10 年を」とする。

- 18 当分の間、職員就業規則第 25 条第 2 項第 6 号の規定による解雇の処分を受けて退職した者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第 16 項各号に掲げる者が当該各号に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第 10 条及び第 14 条の規定の適用については、第 10 条の表第 8 条第 1 項の項、第 9 条第 1 項第 1 号の項及び第 9 条第 1 項第 2 号の項並びに第 14 条の表第 12 条の項、第 13 条第 1 号の項及び第 13 条第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは、「附則第 16 項各号に掲げる者の区分ごとに当該各号に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 2 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 19 当分の間、職員就業規則第 25 条第 2 項第 6 号の規定による解雇の処分を受けて退職した者又は業務上の傷病若しくは死亡により退職した者であって附則第 16 項各号に掲げる者が当該各号に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 10 条及び第 14 条の規定の適用については、第 10 条の表第 8 条第 1 項の項、第 9 条第 1 項第 1 号の項及び第 9 条第 1 項第 2 号の項並びに第 14 条の表第 12 条の項、第 13 条第 1 号の項及び第 13 条第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して

得た割合」とする。

- 20 当分の間、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公務員等となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後引き続いて再び職員となった者その他理事長が定める者の退職手当の基本額については、他の職員との権衡上必要があると認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(経過措置)

- 21 この規程に定めるもの以外で必要な事項については、法人が別に定めるまで、静岡県による「静岡県職員の退職手当に関する条例」、「職員の退職手当に関する規則」、「静岡県職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則」及び「退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則」により取り扱うこととする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から、附則第3項の規定は令和7年3月29日から施行する。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う規則・規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6年静岡県条例第45号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第24条第1項及び第5項、第25条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第28条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(その他の経過措置の理事長への委任)

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この規則及び規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。